

## 平成21年第5回稲城市教育委員会定例会

1 平成21年5月19日、午後3時20分から稲城市役所6階603会議室において、平成21年第5回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
稲垣 弘子  
伊勢川 岩根  
中田 中  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
指導主事	今田 敏弘
指導主事	細谷俊太郎
学校教育課長	松本 葉子
学校給食 共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	川延千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係 後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第4 第14号議案  
「平成21年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」
- (5) 日程第5 第15号議案  
「平成22年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書調査、  
研究の諮問について」
- (6) 日程第6 「報告事項」

委員長 ただ今から、平成21年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。  
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。  
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。  
会議録署名委員については、委員長氏名といたしたいと思えます。  
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員 をお願いいたします。

次に、日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日と決しました。  
  
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。  
日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長〔行政報告〕

学校教育課

1. 平成21年4月分不登校による欠席児童・生徒数について
2. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 学校訪問について
4. 研修事業について
5. その他の事業について
6. 教育相談所関係について

## 7. 教育センター関係について

### 学校給食共同調理場

1. 4月給食主任会開催について
2. 平成21年度学校給食開始について
3. 給食費納入通知書発送について

### 生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 稲城ふれあいの森関係について
4. 青少年指導者養成事業関係について
5. 芸術文化活動の振興について
6. 文化財の保護と普及について
7. 生涯学習推進事業について
8. 学校施設コミュニティ開放事業について
9. 放課後子ども教室支援事業について

### 体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. 体力づくり運動推進事業について
4. 学校等開放について
5. スポーツ教室について
6. 体育協会関係について
7. その他について

### 文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i(あい)プラザ建設事業について
5. 利用統計について

### 図書館

1. 文庫世話人会について
2. 京王沿線七市図書館連携協議会について
3. 図書ボランティア総会について
4. iプラザ図書館開設準備会について
5. 中央図書館行事について

6. 城山体験学習館について図書館利用状況について

7. 平成21年4月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4. 第14号議案「平成21年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成21年度教育費予算について補正する必要があるので、本案を提出するものであります。

主な補正内容は、学校教育課におきまして、稲城第三小学校の学校用地の一部について、賃貸借契約を結んでいた地権者の死亡に伴い、受遺者から当該学校用地の買収を希望する旨の申出があったことを受け、当該学校用地を買収するため、歳出予算について補正予算を計上するものです。

また、生涯学習課におきまして、伊原道場稲城ジム会長から、青少年育成のための指定寄附金を受けたことによる、歳入歳出の補正予算を計上するものです。

詳細につきましては、学校教育課長、生涯学習課長より順次説明いたします。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 第14号議案「平成21年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」説明させていただきます。

議案概要説明書の2ページ目をお開きください。

本件につきましては、稲城第三小学校の学校用地の一部について賃貸借契約を結んでいた篠崎信子氏が平成20年10月24日に亡くなられたことに伴いまして、受遺者であられる松下倫代様より、学校用地の買収を希望する旨の申し出を受けましたことから、これを買収するために歳出予算について補正予算を計上するものでございます。

補正理由でございますが、従来より学校の借用地の買収については、開設当初というのは、財源的な部分、それから所有者の方との関係もございまして、従来から所有者の死亡等による相続が発生した時点で、相続人からの申し出を受けて対応させていただいております。

今回につきましても、申し出があったことを受けまして、相続人の松下様の相続税申告納付期限である平成21年8月24日までに、早急に買収を進める必要性がございまして、財産価格審査会が今月27日に開催される予定ですが、こちらでの評定結果を受けまして、買収費用について歳出予算に補正予算計上をするというものでございます。

買収予定地につきましては、154,379平米、そして予算額につきましては、これは鑑定評価を昨年度末に受けてございまして、現在のところ出させていただいている

のですが、平米あたり23万6,000円ということで、それに面積を掛けまして、さらに格差率を掛けたものに底地権割合、それを50%と見なした結果、1億6,941万5,514円という算出をいたしまして、歳出予算につきましては、1億6,941万6,000円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
次に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 議案内容説明書をご覧ください。

伊原道場の稲城ジム会長栗芝貴氏より5月3日、稲城市総合体育館で開催いたしましたキックボクシング興行「ノックアウト2」の収益金の一部現金10万円の寄附の申し出がありました。ぜひ青少年育成に活用していただきたいということでありましたので、寄附者の意向をもって青少年健全育成指定寄附金として歳入歳出予算の増額を行うものです。

歳出につきましては、青少年委員、あるいは青少年育成地区委員会の委員長にお聞きしまして、貸し出し用備品として、もちつき機等を購入する予定としております。

以上です。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終了しましたので、これより質疑をお願いいたします。  
何かございましたらお願いします。  
伊勢川委員。

伊勢川委員 生涯学習課のほうですけれども、ジムから寄附金いただき、もちつき機を購入ということですが、どの程度使うものですか。稲城市全体の各地区の行事に使うという形だと思うのですが、お正月付近とか、大体限定されているとは思いますが。

委員長 生涯学習課長、お願いいたします

生涯学習課長 青少年健全育成地区委員会の委員長に確認いたしましたところ、塞の神のときに使っているという団体が2団体ほどありました。そのほかに12月の催し物のときに使うという団体もありましたが、今まで使っていた時期には当然使っていたのですが、3升炊きという大変大きな機械を2台導入したいと思っていますので、おもちゃをたくさんつけますので、今まで使っていない時期にでも、ぜひ使ってくださいということでお願いをしようと考えております。今、ただ単に聞くだけでは12月と塞の神におきまして使っています。

委員長 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

他にはないでしょうか。

中田委員。

中田委員　また、もちつきの話で申しわけありませんが、これは実際、希望すれば市民だれでも貸してもらえるものなのではないでしょうか。

委員長　生涯学習課長。

生涯学習課長　できましたら青少年健全育成のためにという寄附者の意向がありますので、社会教育団体など、そのような団体に限らせていただきたいと思います。個人的にお貸しすることは今は考えておりません。

委員長　中田委員。

中田委員　例えば自治会などで使いたい場合は。

委員長　生涯学習課長。

生涯学習課長　学校のPTAさんとか、そういう方たちでしたら、寄附者のご本人の意向の青少年の健全育成というのに合致すると思いますが、自治会さんが自分たちの何かに使おうとすると、果たしてそれは青少年の健全育成に合致するのかとなると、なかなか難しいかもしれません。割とデリケートなものになるかもしれませんので、何でもいから貸そうということではないと考えております。それはまた内規をつくって皆さんにご説明するようにいたします。

中田委員　はい、わかりました。

委員長　他にはいかがでしょうか。

稲垣委員。

稲垣委員　第三小学校の借用地の買収についてということですが、第三小学校では、他にもまだ借りている部分がおありになるのか。これから非常に発生しやすいことではないかと思うのですが。

委員長　学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長　今回の買収によりまして、第三小学校につきましては借地部分は全部買い取ることができるといことになります。今回の買収地以外でまだ利用している土地は、稲城市内の学校全体ではございます。その場所についてですけれども、稲城第一小

学校にごぞいますのと第二小学校、それから第一中学校、第二中学校に借地分がごぞいます。

稲垣委員 ありがとうございます。

委員長 よろしくお願いいたします。  
他にはいかがですか。  
はい、中田委員。

中田委員 用地買収の件ですけれども、こちらは金額算定のときに評価額の低いほうを取りましたというご説明があったのですが、これは私も用地買収についてよくわからなくての質問なのですけれども、それで問題はないのか、金額はぶれたりしないのか、それでは安過ぎるというようなことはないのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 現在のところの補正予算の計上予定額ということでご説明申し上げたのですが、実際には用地の買収をする場合には、その価格については財産価格審査会という市の審査会がごぞいまして、必ずそちらのほうにかけてから買収するということになっております。それが今月の27日に開催ということで、そちらの会議の中で評定額というのを決定いたしまして、そこでまた数字が変われば、そちらの額に修正し、最終的な補正予算計上ということになります。

中田委員 わかりました。

委員長 よろしくお願ひします。  
他にはいかがですか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第14号議案「平成21年度教育費補正予算案(第1号)の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第14号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第5.第15号議案「平成22年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級

教科用図書の調査、研究の諮問について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第15号議案につきましては、学校教育法施行規則第73条の20の規定及び稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査、研究について、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

ただいま申し上げた中で、一部訂正をさせていただきます。

先ほど学校教育法施行規則第73条の20と申し上げましたものを学校教育法施行規則第139条に訂正をしていただきたいと思います。

委員長 訂正をお願いいたします。139条ということです。

それでは、指導室長、お願いをいたします。

指導室長 第15号議案について説明をさせていただきます前に、学校教育法施行規則が昨年度から変更になっておりまして、73条の20を139条ということで訂正をさせていただきます。

それでは説明をさせていただきます。

平成22年度に稲城市立小・中学校特別支援学級で使用する教科書について、学校教育法施行規則第139条の規定により、教科用図書審議会に諮問し答申を受けて適切な教科用図書を採択することができます。そして教科書採択の権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条6号の規定によりまして教育委員会に属することとなっております。

それでは、お手元の議案書の中に稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領がございます。それに基づいてその内容について説明をさせていただきます。

まず、採択替えを行う教科用図書についてでございます。これは3番に載っているところでございます。

これは、小学校及び中学校の検定教科書を使用する場合は、稲城市公立小・中学校で使用されている採択された教科書と同一のものを使用することになっていますが、もう一つ、小学校及び中学校の特別支援学級教科用図書のうち文部科学省検定外の教科用図書については、毎年採択替えをすることができるとされております。

従いまして、特別支援学級教科用図書について毎年採択替えをするということで進めています。

具体的な採択の手続についてでございますが、5番からの採択のための機関・組織・職務からになりますけれども、調査研究委員会を特別支援学級を設置している各学校に在籍する特別支援学級担任教諭の委員と委員長を務める校長1名とで構成をし、調査、研究委員会は各学校における調査研究の結果を審議会に提出することになります。また審議会の委員は調査研究委員会の各委員長である特別支援学級設置校校長で構成されます。審議会は教科用図書の十分な調査を行い、7月31日まで



にその結果を教育委員会に答申することになります。教育委員会は特別支援学級設置校を訪問して、児童生徒の実態把握や担任との意見交換を踏まえて8月の教育委員会において学校ごと、種目ごとに1種ずつ採択することになります。教育委員会事務局はその結果を8月31日までに東京都教育委員会に報告することとなっております。以上の手続に基づきまして特別支援学級の教科書採択を進めたいと考えまして、本案を提出いたします。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。教育長。

教育長 指導室長、今年も特別支援の教科書採択にかかりましては、昨年、その前も含めてそうなのですが、すべての学校を訪問し、また先生方や子どもたちの様子を見るということは、今年度も行うのですね。

委員長 指導室長。

指導室長 毎年実施させていただいておりますように、本年度も学校訪問を委員の皆様方にしていただきまして、採択の資料、あるいは意見収集ということでお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
他にいかがでしょうか。  
教育長。

教育長 もしこの際に、教育委員さんから指導室のほうへ昨年度の経験も踏まえましてアドバイスがあればいただきたいと思います。

委員長 昨年の結果、何かアドバイスをいただけたらということをお願いしておりますけれども、いかがでしょうか。特にはございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないということで、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第15号議案「平成22年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書調査、研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第15号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6、「報告事項」です。

本日の報告事項は「新型インフルエンザの対応について」、「平成21年度稲城市立学校経営方針等について」、「平成21年度稲城市立中学校連合スポーツ大会について」の3件を 学校教育課長、指導室長より、順次報告をお願いします。

学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 私のほうからは、新型インフルエンザの対応ということで、教育委員会所管の施設への周知文の掲示についてご報告させていただきます。

このような形で現在、市内の文化センターですとか、ふれんど平尾ですとか、こういった施設について掲示をさせていただいております。全部で3回ほど掲示内容を変えさせていただいております。要は感染の心配のある方の連絡先ですとか、そういった中に保健センターの他に保健所、それから発熱相談センター等の連絡先を記載し、マスクや手洗い等の励行についての内容を施設のほうに周知させていただいております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。  
指導室長、関連してお願いいたします。

指導室長 私のほうからは、3点についてご報告を申し上げます。

初めに、新型インフルエンザの対応についてでございます。新型インフルエンザについて大阪府、兵庫県等で感染者が5月19日現在160人を超えたという報道情報が入っております。稲城市では5月9日に稲城市新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応策を検討しております。学校関係の対応につきましては、東京都教育委員会と連絡をとりながら進めていますが、東京都では5月18日の段階で都内感染者発生についての確認、感染したという情報はなく、弾力的、機動的な対応をするという方向で、大きな集会などの自粛のほか、発生地域への修学旅行については延期または中止、行き先変更をすることという方針が出されております。

稲城市教育委員会では、5月18日に臨時校長会を招集し、次のことについて指示しております。

一つ目は、東京都内で発生した場合は、中学校部活動の対外試合を中止し、自校のみで練習すること、また東京都教育委員会の発表に従うこと。それから二つ目は、稲城市内で発生した場合は中学校ブロック単位での対応を前提に臨時休校措置をとること、また稲城市としての対応決定に従う。それから三つ目としまして、教員についてはマスクの着用義務、体調についての自己管理、臨時休業に伴う校内体制や学習課題の準備をしておく。四つ目としまして、児童生徒の指導については、うが

い、手洗いの励行などの指導の徹底をすること。五つ目としまして、学校体制として消毒等の対応についてなどでございます。内容の詳細につきましては、お手元の資料に新型インフルエンザにおける学校の対応についてという稲城市立小・中学校長あての文書をご参照いただきたいと思います。と存じます。

また、連休中に海外渡航をした児童生徒は、全部で小中学生合わせて10名おりましたが、帰国後、登校前に検温と体調チェックを実施することを当該の保護者に学校を通じて周知をし、その後も異常なく健康観察期間としている7日間を無事過ぎております。

以上が新型インフルエンザの対応でございます。

次に、平成21年度稲城市立学校経営方針等についてでございます。年度当初の学校訪問を教育長、教育部長、指導室長、指導主事で行っており、現在の段階であると平尾小学校、長峰小学校の2校を残すのみとなっております。各学校では校長の経営方針を明確にして、組織力をもって本年度の教育課程の実施に取り組んでおります。各学校の経営方針及び稲城エデュケーションプログラムのマイプランにつきましては、お手元の資料のとおりでございます。

最後に三つ目ですけれども、平成21年度稲城市立中学校連合スポーツ大会についてでございます。お手元の別紙要綱のとおりでございますが、6月10日に、稲城中央公園総合グラウンドで実施予定でございます。これは市内の中学校2年生が一堂に会し、スポーツを通して交流をするものでございます。内容は三部構成となっており、一部は陸上競技、二部は団体演技としまして、大縄飛び、三部は本物との出合いをテーマに、陸上競技の技術や体育的な演技について学ぶことということで、現在最終検討を委員会で行っております。

なお、別件を加えさせていただきたいと存じますが、中学校の特別支援学級についてでございます。現在、中学校の情緒障害の固定学級を稲城第一中学校に設置する方向で検討を進めております。今後、生徒数の見込みや施設関係などについて具体的にしていまいますが、内容につきましては順次報告をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。  
中田委員。

中田委員 新型インフルエンザの学校の対応について何点か質問があります。

まず、上から2番目の稲城市内で感染者が発生した場合、運動会を中止、または延期するということですが、実際、席取りなどをすると、どうしてもまだ明らかになっていない潜伏期間の状態でも、人混みで1日過ごすことになると思います。その場合は運動会を中止しないまでも、そういう配慮してくださいと、ちゃんと保護者でもマスクをしましょうとか、その辺の注意喚起というのは学校からしたらほうがいいのではないかと思います。それは少しやり過ぎなのか、意

見をいただきたいということがまず1点です。

あとそれから、3番の学校職員について、マスクの公共交通機関により通勤する職員にはマスクの着用を義務づけるということですが、マスクを職員が自腹で用意するというものなのか、これは本来は、義務づけるのであれば市から配布すべきものなのではないかと思うのですが、その辺はどのようにして調達されることになっているのかというのをお聞きしたいのが2点目です。

3点目ですが、学校の予防体制について、海外旅行をした児童について経過観測を行ったという報告があったのですが、海外旅行をしました、していませんというのは、それはあくまでも子どもたち、保護者からの自己申告なのか、1人1人と確認したものなのか、何かあったら言ってくださいというような形で受身に受けたものなのかというのをお聞きしたいです。

以上です。

委員長 3点ございましたが、指導室長でよろしいですか。

指導室長 まず、運動会ですが、の家庭への通知の中には、人混みに出るときについては、マスクの着用を心がけるようにということで啓発をしております。運動会について特別に出すかどうかというのは今後の検討内容だと考えますけれども、その辺についてはまたご意見をいただきながらと思っておりますが、人混みに出るときにはということでは家庭に啓発済みであるということでございます。

それから、二つ目の学校職員のマスクの着用についてですが、一つには、学校職員の健康に対する自己管理ということは東京都教育委員会も含めて学校職員に周知をしているところでございます。その一環としてマスクについても対応を行うということで、マスクについてはこちらで用意するというのではなく、職員の自己管理の一つとしてとらえさせたいと考えております。

それから、三つ目の海外旅行のところでございますけれども、これについては通知として人権にも配慮しなければならないということもありますけれども、親のほうから学校に言ってもらう自己申告型でしていただいております。

以上でございます。

委員長 3点、ありがとうございました。よろしいでしょうか。  
他にいかがでしょうか。何かございましたらお願いします。  
よろしいですか。  
他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。  
これにて閉会といたします。

(午後4時12分開会)